

〔翻 訳〕

ヘーゲルにおける「人倫」と「憲法体制」

エリザベート・ヴァイサー＝ローマン
牧 野 廣 義 (訳)

訳者まえがき

本稿は、2007年3月22日(木)に阪南大学で開催された「研究フォーラム」でのエリザベート・ヴァイサー＝ローマン女史(ドイツ・ハーゲン、通信教育大学) Dr. Elisabeth Weisser-Lohmann (Hagen, Fern Universität) の講演の翻訳である。ヴァイサー＝ローマン女史は、阪南大学の尼寺義弘教授がハーゲンに留学されていた頃から研究交流をされ、今回、阪南大学の外国研究者短期招聘制度によって来日された。ヴァイサー＝ローマン女史は、ヘーゲル大全集の『法の哲学』の編集を担当され、『ヘーゲル研究』などに多くの論文を発表されている。その一部は日本でも翻訳されている。共編者には『憲法体制と革命——ヘーゲルの憲法体制構想と近代の諸革命』(2000年)などがある。

今回の「研究フォーラム」では、「ヘーゲルにおける人倫と憲法体制」(> Sittlichkeit < und > Verfassung < bei Hegel) というテーマで講演された。ここでは、ヘーゲルのハイデルベルクでの『法哲学講義 1817/18年、ヴァンネンマン筆記録』(邦訳『自然法とおよび国家学に関する講義』尼寺義弘訳、晃洋書房、2002年)を中心に、ヘーゲルがこの講義で初めて「市民社会」を論じ、そのことが彼の憲法体制論をどのように発展させたか、などが論じられている。ヘーゲルの社会哲学の形成という哲学的テーマを論じながら、市民社会と憲法体制との関係というアクチュアルな問題にも示唆を与える内容となっている。当日の討論でも、ドイツと日本の憲法問題にも関わった議論が交わされ

た。なお、「研究フォーラム」では尼寺教授が司会を担当され、牧野が講演原稿の翻訳を行い、宇佐見幸彦教授(関西大学)が討論での通訳を担当された。とりわけ、宇佐見教授の丁寧な通訳のおかげで、活発な討論を行うことができた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

本訳文中の()は原則として原文のとおりである。[]は訳者の補足である。

ヘーゲルにおける「人倫」と「憲法体制」

『法の哲学要綱』〔以下では『要綱』と記す〕において、ヘーゲルは人倫の領域(家族、市民社会、国家)を「抽象法」と「道徳」から分離した。ヘーゲルにとって「人倫」において、客観的で普遍的な自由が、現実的な姿での特殊の意志との同一性に到達する。「愛」、「反省」、そして「知」はヘーゲルにとってこのような自由を実現するための構成的原理である。「国内法」においてこの同一性は、意識的に定立され、経験されるものとなる。そこでは、その同一性は憲法体制である。憲法体制は、その契機である君主権、統治権、立法権において、自由を国家という人倫の根本原理として制度化する。ヘーゲル哲学の発展は、「人倫」の説明のために「憲法体制」に立ち返ることは決して『法の哲学要綱』に特殊なことではないことを示している。すでにヘーゲルは、初期のイェーナ期の実践哲学の諸著作において、人倫的な生活諸連関の説明のために、もっとも広義の憲法体制モデ

ルに立ち返っている。

憲法とは、本質的に、国家や共同社会の基本法を法典として明文化するものだという、近代的な憲法理解を背景とするならば、ヘーゲルが彼の法哲学において、国家とその「国内的憲法体制」を、人倫の姿として把握したことは驚くべきことかもしれない。中世の憲法概念は、領邦の自然記述として、その国制や領地や住民を把握しようとするものであったが、ヘーゲルにとっては「自然」によって規定された諸関係が自動的に人倫的〔倫理的〕であるわけではないということを読み起こすならば、中世の憲法概念への参照はほとんど助けにならないのである。本論の探究は、このような問題を取り上げ、憲法体制と人倫との関係を、ハイデルベルクにおけるヘーゲルの実践哲学の発展をふり返りながら、再構成することである。

I 「普遍的な仕事」としての人倫と、身分の新しい構想——1817年の『エンチュクロペディ』と1817/18年の『法哲学講義』

国民の代表は重要な社会的諸力より構成され、共通の関心によってその選挙人と結びついているべきであるという要求だけが、1817/18年以來、ヘーゲルの憲法体制構想の水準となっているわけではない。人倫と憲法体制の構想にとって、さらにもう一つ別の契機が決定的なものとなる。家族における自然的な人倫と国家における人倫との間で、市民社会が独自の領域としてこれらを媒介する。このことを、ヘーゲルは1817/18年の講義で初めて論じた。家族という実体的な人倫は、市民社会において、反省の相関〔相互関係〕へと入り込む。家族の解体〔家族から育った個人の自立〕の後に、市民社会において、まず自由な個人は相互に自立的な諸個人としてある。彼らの連関、彼らの結合は、反省〔相互関係〕の産物であるが、それは、「個々人の生計と幸福はすべての他の個々人の生計と幸福とによって条件づけられ、その

中に編入されている」(WA, § 89 [1817/18年の『法哲学講義』からの引用は、WAとパラグラフ§, ないしページを示す]) 限りにおいてである。ニュルンベルク期の講義の構成を背景とし、それをヘーゲルはハイデルベルク期の『エンチュクロペディ』(1817年)でも引き継ぐのであるが、それらに対して、このような構造化はヘーゲルの人倫の構想にとって新しいものである。

まず確認すべきことは、ヘーゲルは、——古い学説を取り上げて——人倫の領域の中で市民社会つまりいわゆる悟性国家と、国家とを区別することである。人倫の領域の諸身分の編成は、いまや市民社会の機能原理の中にその根元をもっている。欲求と労働がいまやある身分〔職業階層〕に加入する必然性を規定する。ここでは個人は一定の手腕と一定の所有物を明示しなければならない(WA, 168)。このことから、ヘーゲルの見解では、市民社会は諸身分の統合によって一般に特徴づけられ、また同様にさまざまな職業グループの連合と職業団体における利益共同体によって、特徴づけられるのである。職業団体においては自体的な共通の利益が現実的な形態で存在するのであるが、それは、「各自がその特殊性に従って普遍的なものに依存することによってである」(WA, 168)。

ハイデルベルク講義1817/18年で論じられた人倫の構想を、『エンチュクロペディ』初版1817年が提示する体系的枠組みと比較すると、その講義は単に——ヘーゲルが述べるような——根本概念の詳述にはとどまらないことを示している。個々の点においては、元の枠組みを打ち破るようなさらなる発展がある。1817年の『エンチュクロペディ』の叙述においては、市民社会の特有の学説とその国家による限界づけがそもそも欠けているのである。人倫は、「普遍的な仕事」として3つの身分(普遍的〔農業〕身分、特殊的〔商工業〕身分、個別的〔官吏〕身分)の労働から展開される(§ 433参照)。1817/18年冬学期の講義は、法哲学の刊行版と同様に、人倫の説明のために「普遍的

な仕事」を引き合いに出すことはない。「人倫」の特徴づけのために、ヘーゲルは「人倫的実体」に立ち戻る。その構造は、諸身分を手がかりとしてではなく、「二つの権利」すなわち実体の絶対的な権利と、個々人の権利 (WA, S 69) を手がかりにして説明される。個々人にとっては、実体への相関は二つの本質的な関係において具体化される。まず、家族の中における個人にとって、自然的実体性が固有のものであるが、〔次に〕個人は家族を離れることによって、実体全体の中で一つの身分と地位をもつことを自ら可能にすべきなのである。したがって、「自然」によってつなぎ合わされた身分的な労働の分割は、それは「自然法」論文ではプラトンのモデルの仮定をもとに予想していたのであるが、これは放棄される。すなわち、身分への所属は、自然によってあるいは統治によって与えられるのではなく、ここで〔人倫において〕支配的な欲求とその充足の必要性にもとづいて生じるのである。個人は、陶冶によって一つの身分をもつべきなのであり、身分への所属は、このような構想においては反省された人倫〔市民社会〕に特有のものとなる。すなわち、人倫の全体の中での、および人倫の全体にとっての個人の地位は、直接に定められたものではない。つまり、個人はこのような全体の中で、この身分を実際にもち、特殊な共同労働者として承認される時にのみ、「ひとかどの者」となるのである。このことをもとにしてさらに、身分への所属は、普遍的なものへの洞察を「陶冶する」のである。このような身分についての新しい理解でもって、ヘーゲルは、以前のイェーナ期の構想——つまり人倫としての統治——を、近代的な発展の特有の諸条件の想定をもとにして、改変するための道を切り開くのである。

ヘーゲルはこのような新しい試みでもって、近代の諸条件のもとでの人倫的な生活形態の実現可能性の問題を先鋭化させる。個人の要求と、普遍的な妥当性を要求する国家の諸制度との間の衝突は、ヘーゲルがその叙述を人格と主

体から始めて国家において完成するとき、客観的精神の領域の構築において、直接に再発見されるように思われる。

どのような動機がここで突破口となるのだろうか。ヘーゲルが『エンチュクロペディ』の初版の枠組みで述べた体系構想と根本諸規定は、一部はニュルンベルクの講義から引用されたものであることから出発すると、つまり、社会の古い身分編成は古い国家と密接に結びついているので、このような諸身分は時代の要求に適合しないという洞察が、ヴェルテンベルク論文〔「ヴェルテンベルク王国地方民会の討論」(1817年)〕も他の論文も貫いていることから出発すると、ヘーゲルは、このような状況において、事実的・政治的な次元では、身分制議会による教育に信頼をおいたことになる（「ヴェルテンベルク」論文）。体系的次元では、このような洞察は、イェーナ期の体系構想において、欄外の注記で反省されている。『体系構想 III』の欄外注記からすると、ヘーゲルは、社会の身分編成は自然によって与えられたものではなく、このような編成そのものが、社会を規定する原理である欲求、労働、および承認から生じることを示そうとするときにのみ、首尾一貫するのである。このような洞察に基づいて、ヘーゲルは、1817/18年の冬学期の講義において初めて論じた仕方でもって、市民社会を基礎づけたのである。また『人倫の体系』や「自然法」論文は、経済的諸条件を、人倫を「欲求の体系」とりわけ「所有と権利の体系」として構想する枠組みの中で熟考した。そこではもちろん、このような領域は社会的身分の特有の性格に基づいて構成される。いまやこの領域は、家族の解体〔子どもの自立〕と、各個人がその生計の確保のために活動しなければならない必要性との、必然的帰結である。自由な職業選択と、能力に応じた教育が、身分への所属を規定する。個人は、その経験と洞察と欲求と必要性をもって、それぞれの身分意識を規定する。身分への所属はここでは社会的労働に基づき、社会的労働がまたさまざまな職業身分が職業諸団体において

関連することを可能にする。このような身分の構想でもって、ヘーゲルは、古典古代とは反対方向に転換された労働の機能を、人倫の構想にとって実り豊かなものにするのである。

1817/18年以來、ヘーゲルは、人倫の説明のためにはや「普遍的な仕事」の概念を引き合いに出すことはない。人倫の実体はもはや「諸身分」の労働の産物ではなく、むしろ実体が意志を超えて、直接的実体〔家族〕、反省の実体〔市民社会〕、そして絶対的実体〔国家〕として取り入れられる。『エンツクロペディ』初版の434節で、ヘーゲルは、個人は実体全体の中で「一つの身分と地位をもつこと」を自ら可能にしなければならず、彼は「そもそも自己を陶冶しなければならず、彼が普遍的な仕事における特殊な共同労働者として承認され、そこで実際に労働する限りにおいてのみ、実際にひとかどの者である」と要求した。陶冶の思想と身分への所属は、人倫的生活の条件として保持されるのであるが、しかしヘーゲルは、人倫の独自の領域として市民社会を構想することでもって、機能連関を変革するのである。諸身分は、人倫の直接的な姿では採用されず、市民社会の諸要素として採用される。そのことによって、諸身分は人倫の限定された領域を割り当てられる。『エンツクロペディ』では、陶冶は、個人が普遍的な仕事における共同労働者として承認される特殊性へと導いた。1817/18年冬学期の講義と『要綱』で、ヘーゲルは、職業教育の課題は家族にあると見なした。市民社会においては、特殊な関心はそれを超えて、労働をとおして普遍的なものを洞察する。個人が市民社会の構成員としてもつことになる特殊性は、ここでできあがる陶冶過程によって取り込まれる。特殊なものが普遍的なものへの洞察を獲得する。そのことによって、諸制度を承認するための必然的な前提が存在することになる。個人は、この承認において政治的行動の資格が与えられる。陶冶のこの形態は、市民社会の役割として保持される。欲求と労働とのこの領域を、反省の実体として新しく評価することによ

て、ヘーゲルは、市民社会の諸身分を国家の「国内憲法体制」の立法権へと媒介する機関として採用することを許容する手段を初めて獲得するのである。市民社会の諸制度がこのような陶冶過程をつくり出すことによって、「国内憲法体制」の政治的諸制度はこのような過程の「産物」として再構成されるのである。

家族の人倫的な絆は、その自然な解体を次の点においてもつ。すなわち、「子どもたちが教育されて自由な人格性となり、成年に達すると、法的な人格として承認され、自分の家族をつくる能力をもつものとして承認される」（『要綱』177節）という点である。個々人にとって、「自分自身で生きていくという欲求」はきわめて重要である。このような意志が、市民社会の一方の原理を形成する。他方の原理は、「特殊な人格は本質的に他の特殊な人格との関係の中で」媒介されたものとして通用するということである。市民社会の各構成員は、彼の欲求を「普遍性の形式」によって媒介されることによつてのみ満たすことができる（『要綱』182節、参照）。このような欲求の体系は人倫的領域としてどこまで評価されるであろうか。またヘーゲルは市民社会を国家からどのようにして限界づけるのであろうか。真に現実的で人倫的な存在としては、人格と道徳的主体という抽象的な規定は、第一に、愛によって構成された直接的共同社会、すなわち婚姻と家族に到達する。欲求と労働によって規定された人倫の第二の領域は、ヘーゲルにとって、「自然法」論文の構想とは異なり、単に否定的な人倫ではなく、それは普遍性を産出することを可能にし、そのことによって憲法体制という実体的な普遍性のための媒介的機能を引き受けることを可能にするのである。

市民社会の独自性は、次の限りにおいてある。すなわち、イェーナ期の体系構想とは反対に、諸身分と同様に欲求と労働の領域も、統治の位相としても、また人倫の純粹に否定的な原理としても理解されないということである。個々人とその欲求から出発することによって、

ヘーゲルは、各人の欲求の充足が他のすべての人の欲求と必然的に絡み合っていることを、現存する普遍性の再構成のための出発点とするのである。全面的依存のこの体系は必然的に、妥当な法をつくり出すとともに、それはまた特殊な関心への配慮を内務行政と職業団体に共通の関心への配慮としなければならない、ということが示される。このような制度の現実性は、市民社会の決定的な基準である。このような制度はこの領域の外から持ち込まれるものではなく、ここで支配する必然性から生まれるのである（『要綱』187節、参照）。

ヘーゲルが市民社会についての彼の学説を身分学説と結びつけるとき、彼は、欲求、労働、能力という観点から、三つの身分を区別する。実体的〔農業〕身分、反省的〔商工業〕身分、として普遍的〔官吏〕身分は、それぞれ区別される欲求を実現する。個人にとって決定的なことは、彼の活動、彼の勤勉さ、彼の熟練、および彼の能力による固有の使命に基づいて、彼が自らを市民社会の構成員とすることである。個人が「このような普遍性との媒介によるのみ」（『要綱』207節、179節）定在をもつ限りにおいて、規定された特殊性の定在が人倫的となるのである。諸身分の各々にとって普遍性の特有な形態は固有のものである。農業身分はその家族と自然の生活の実体性において、それ自身の中に具体的な普遍をもつ。普遍的身分は、その使命において、「普遍的なものをそれ自身で彼の活動の目的とする」。両者の中間、すなわち「商工業身分は、本質的に特殊性へと向かっており、したがってこの身分にとってとりわけ職業団体が固有のものである」（『要綱』250節）。

身分的に編成された（市民）社会は、もちろんここでは必然的な労働の分割の中にあり、共通の仕事を行うのではない。市民社会は、そこで充足される欲求において人倫的な姿として評価されるわけではない。市民社会は、反省、陶冶、および洞察によってはじめて「人倫的」となるのである。市民社会は、ヘーゲルにとつ

て、単に状態だけではなく、人倫の自立的な姿である。このことは、とりわけイェーナ期の構想と対照させて強調されなければならない。ここでは市民社会は状態として家族と限界づけられたのである。すなわち、市民社会は状態としては、人倫にとって単に特殊性にすぎなかったが、自立的な領域としては、そこで遂行される陶冶と労働の過程は形式的な普遍性を生み出すのである。市民社会の諸身分は、普遍的な仕事への貢献においてその機能実現を遂行する人倫の諸機関ではない。市民社会が反省〔相互関係〕としてこの領域（全面的依存性）の諸条件を手に入れることができることが、この自立的な領域に特有な人倫的な成果なのである。

以上のことを背景として、家族、市民社会および国家の関連が問題になる。この三つすべてが、ヘーゲルによって人倫の姿として取り入れられたものである。家族と市民社会の職業団体は、さらに「国家の人倫的根拠」（『要綱』255節）として示される。

『要綱』の構成における人倫の三つの姿の順序は、もっぱら学問的論証の「展開」を明示するとヘーゲルは言う。方法論的な観点においてのみ国家は最後のものである。なぜならそれは最も複雑なものだからである。しかし現実においては、「国家がそもそもむしろ最初のものであり、その中で初めて家族は市民社会へと形成され、国家そのものの理念が、自らをこのような二つの契機に区分するのである」（『要綱』§257）。学問的な論証過程が国家を「真の根拠」として結論づけるのであるから、ヘーゲルは人倫の領域の規定の中で、すでに法と道徳性から人倫への移行を特徴づけた構造契機を反復する。最初のもの（法と道徳性）は、方法論的な根拠に基づいて先行するが、しかし現実においては（発生的には）結果として発展するのであって、人倫が始元であり最初のものである。

ヘーゲルにとって、理念としての国家は学問的叙述においては二つの最初の領域の後にくるが、しかし現実にはそれらに先行するということから、次のことが問われる。すなわち、ヘー

ゲルはいかにして国家の統一を規定するか、ということである。ホチェバルは、国家の統一はヘーゲルにとって最終的に世襲君主の構想をもとにして得られるものにすぎないというテーゼを支持する。このようなモデルによれば、国家の政治的統一は諸個人と君主との同一化において達成されることになるであろう。そのような構想の枠組みの中では諸身分は政治的統一にとってなら意味をもたないことになるであろう。「国民の全体は君主によって代表される」。ホチェバルにとって、ヘーゲルは、とりわけ「領邦等族〔領邦議会の特権身分代表〕原理と代表原理との両立不可能という重要な問題」において、ゲンツの先行者ということになる。すでにローゼンツヴァイクは、ヘーゲルの後期の国家構想を類似の仕方では評価していた。〔それによれば〕社会の構造原理が憲法体制にとって構成的となるのではなく、個々人の心情が国家の基礎となる。ヘーゲルはその後期の構想において、このような仕方では社会的諸契機を国家の統一と切り離し、したがって、最終的に個々人を国家に対立させたのであろうか。あるいは、ヘーゲルは後期の憲法体制構想において、職業身分的に編成された社会を代表制的な憲法体制モデルをもとにして国家の統一と結びつけようとしなかったとすると、ヘーゲルの憲法体制モデルの発展はいかに再構成されるであろうか。

ヘーゲルは、そのような構想を明らかに「前期立憲的な憲法体制構想」に算入することであろう。前期立憲的な憲法体制は、「君主が国家権力全体を占有し、議会は君主権への部分的参与に制限される」というフランスの王政復古の憲章に適合するものである、とH・ボルトは言う。しかしまた、H・ブランドによれば、代表的憲法体制はもちろん「国家の社会化」を前提とし、「代表的憲法体制はその根本構造において共同体に帰属するのであって、それは君主的な頂点によってではなく、共同体において作用する社会的諸力そのものがその国家の統合を見いだすのである」。以上の締めくくりとして、このような議論状況において、ヘーゲルの憲法

体制構想はいかに分類され、評価されるかについて、判断しなければならない。このような評価においては二つの観点が重要である。すなわち、君主の役割についてのヘーゲルの規定と、国家の統一あるいは「国内公法」という憲法体制にとっての市民社会とその諸身分の意義である。

II 「政治的心情」と国家の憲法体制 ——ハイデルベルクとベルリンに おけるヘーゲルの憲法体制構想

「国内公法」という憲法体制学説は、ヘーゲルはそれを1817/18年にハイデルベルクで初めて論じたのであるが、この憲法体制学説が古典的な権力分立論の抽象性への初期の批判を保持している限りにおいて、ヘーゲルの理論的移行における整合的な前進である。ヘーゲルにとって権力の分立は、統一に基づく編成に由来する。このような構想にとって分枝の自立化は一定の程度においてのみ可能であり、むしろ自立化の否定から統一へと還帰する能力、これがこの権力分立の決定的な構造基準である。ヘーゲルがハイデルベルクの講義において人倫をもちや「仕事」という手がかりにおいて構想しなくなったとき、このような新構想は統治の構想とりわけ憲法体制学説の構想にとって整合的なものであった。もはや共通の普遍的な仕事は国家における諸身分の統一を保証しない。自然によってあるいは統治によって構成された諸身分の編成は近代的な自己理解にとって正当化されない。「多数の諸個人」は「精神的な本性」をもち、それはその中に「自分自身で知り、行う個別性」と「実体的なものを知り、意欲する普遍性」という二重の契機を合一させている。この二つの側面は市民社会の諸制度の中にその権利を見いだす（『要綱 184 節、参照）。この諸制度が憲法体制をつくり出すのであり、その際、憲法体制はヘーゲルによってここでは「展開され実現された理性性」と規定される。この諸制度は、その中で「特殊的な自由が実現され、理性

的に……現存する」限りにおいて、「確固とした基礎」を形成する（『要綱』265節）。この諸制度は、それらが諸個人の信頼と心情という基礎を形成するのであるから、「公共的自由の基本柱」である（『要綱』265節）。これらの諸制度は、欲求充足の必然性に基づいて「政治的国家」の中に生み出され、「国家の憲法体制」の中で理性性として現実に存在する。すなわち、その必然性が意識されるのであり、そして意識的なものとして実現されるのである。このことによって諸制度は政治的になったのである。

ここで展開される構造によれば、ヘーゲルの憲法体制構想は、立憲君主制の本来の政治領域を分業的な市民社会の本質的諸力ならびに家族と結合させる試みとして評価されるのである。本来的な憲法体制の分枝から、まず第一に、立法権がこのような結合を生み出す。立法権は枢密院や、大臣官房や、統治審議会の手の中にはありえない。ここにヘーゲルにとって身分的代表制の課題がある。

新しい法律の発議権はもちろん少なくとも形式的には君主権から発するべきである。身分制議會は正式な提案となるためには君主に助言を求めなければならない。「法、すなわち普遍的意志として確定されるものは」は、「単に偶然的で即自的〔潜在的〕ではなく、対自的〔顕在的〕であるべきであり、普遍的な市民の活動的な関与と自覚的な関心をもち、必然性をもったもの」(WA, 221)であるべきである。このような要求を満たすものは身分制議會である。この概念の中には普遍的意志が含まれている。なぜなら、「身分制議會は国民を代表する」からである。この代表は、ヘーゲルにとって、その働きにおいて普遍的なものとの均衡を探求するという、それ特有の関心と結びついている。ヘーゲルにとって、共通の関心は政治的な意志形成にとって不可欠のものであり、そのような意志形成が「国内憲法体制」において構成的なものとなるのである。

1817/18年の冬学期のハイデルベルク講義において初めて、ヘーゲルは身分制議會の二院へ

の区分を明確にした。「上院」は下院の選出された代表と区別される。ヘーゲルは立法権のこのような二院への分割をヴェルテンベルク論文ではまだ予見していなかった。このような転換の根拠は、独自の領域としての市民社会の構想と直接に関連している。人倫の領域の一つとしての家族は、市民社会の実体的な身分とは区別されなければならない。自由な個々人はその職業活動をもとにして身分に属する。個人的な欲求と好みの追求が、そこでは反省と陶冶の中で、普遍的なものへの展望を獲得する。身分への所属に媒介されて、自由な個々人は普遍的なものについての知識を獲得し、またそのことによって政治的判断能力を獲得する。実体的〔農業〕身分と商工業身分には、ヘーゲルにとって、直接的な実体性と反省的な実体性として、実体性のそれぞれの特有な形態が帰属する。実体的身分は具体的な普遍性をもっている。第二の家族としての職業団体（『要綱』252節）において、欲求と享受とが「抽象」法の普遍性と「内的な仕方」で合一することが実現される。職業団体においては「特殊な幸福が権利として」存在する。家族は、市民社会の構成員としては、その「資産を大地の自然の産物において」もつ実体的身分として登場する（『要綱』203節）。この身分は直接に家族関係から現れるが、他方で商工業身分は自由な個々人を、したがって家族の解体を出発点としてもつ。ヘーゲルが市民社会を人倫の独自の領域として構想し、その職業団体と家族とが国家の「根元」となるとき、ヘーゲルにとって、人倫のこの二つの領域は政治的領域において独自の力として代表されるべきだということは明白である。「市民の一階級、あるいはむしろ多くの家族が存在し、それがこのような独立した仕方でも普遍的な身分に属するという、また家族が国家における自然的で実体的な要素をなすということ、このことが重要な契機であるので、家族および市民社会における第一の身分すなわち土地所有者が、そのような仕方でも政治的意味と規定をもつことになる」(WA, 232)。人倫の実体的形態

および反省的形態は、国家の政治的領域においてそれぞれの独自の力として代表されなければならない。このことが、二院制のシステムの意義である。三つの国権の各々はそれ自身で全体をなすが、しかし各々がまた全体の分枝であり、他の領域の契機を自分の中に含んでいる。したがって、ハイデルベルク期の構想によれば、君主権そのものが憲法体制の一契機であって、これを超えては存在しない。「憲法と法律が君主権の基礎をなす。それに従って君主は統治しなければならない」(WA, 200)。君主の世襲はヘーゲルにとってすでにイェーナ期に、きわめて重大な紛争においても憲法体制の諸力の統一を保証するという君主原理の機能によって正当化されていた。統治権は特殊なものに向けられるものであり、特殊なもの幸福と扶養のためにそれは配慮しなければならない。しかしまた特殊な関心は、統治権によって普遍的なものへと連れ戻されるのである。

ヘーゲルが憲法体制学説を彼の学説の要石としたことは、法哲学の練り上げにとって決定的な一歩であったにちがいない。その際、ヘーゲルは家族と市民社会に対する国家の固有性を主張する。——それは、保守的な憲法体制構想および自由主義的な憲法体制構想に対立するものである。しかし、「家族」と「市民社会」は、方法論的な再構成において国家に先行することに限られているわけではない。ヘーゲルはこれらの姿において国家の構成的諸原理（実体的人倫と反省的人倫）を際立たせることによって、それらの全体に対する意義を具体的に示した。それらは、国家の歴史的生成における場合のように、国家の諸制度の中への取り込み不可能な、単なる無自覚的な根元ではもはやなく、立法権への制度的帰属によって、これらの人倫的領域は自覚的な公共的承認を経験するのである。

国家の国内憲法体制にとって決定的なことは、個人の自由への要求がいかにして法治国家の単なる形式的な統一を超えた人倫的全体と合一されるのか、という問いに答えようとするへ

ーゲルの探求である。諸身分が市民社会における欲求の多様性から出発することによって、その「人倫」がようやく反省を超えて、共通なもの認識の中で自らをうち立てるのである。競合し合う諸関心が、相互に絡み合ったものとして自らを示し、この領域の形式的な普遍性を明確にする。司法体制と内務行政は、市民社会そのものによって生み出された、内的な諸制度であり、その中でこれらの諸制度を基礎づける普遍性が通用するようになる。すなわち、国家の政治的憲法体制は、それが司法のために法律を定めることによって、これらの機構を包括するのである。係争において、立法権は憲法体制の他の諸権力とともに統治手段として、生じた紛争の克服のために登場する。紛争が個々人の特別な関心にかかわるのか、それとも極端な場合に全体が危機に瀕するかは、各々の場合に決まることである。紛争の大きさや種類が、立法権が要請されるのか、統治権が要請されるのか、それとも君主の決定的な言葉が要請されるのかを決定する。諸権力のこのような協働が最終的に国家の統一をうち立て、保証しなければならない。緊急事態においては、このような統一は自然的頂点によって保証されなければならない。この自然的頂点は、普遍的なものの遂行にとっては重要ではなく、あるいはヘーゲルがイェーナ期に書いたことによれば、全体のためには無意味であるが、しかし緊急事態において国家の統一を保証するために必要とされる個人なのである。

ヘーゲルの憲法体制モデルは国家の統一を、形成された諸権力の協働においてつねに新たに実現しなければならない事業として構想した。各々の制度の権限は、ヘーゲルにとって本質的に一定の紛争を解決する能力によって限界づけられている。権力分立についてのこのような機能的な構想は、ヘーゲルの実践哲学のプログラムの継続であり、その個々の規定（抽象法、道徳性、家族、市民社会）は、最終的に限定された紛争解決能力によって新しい諸制度へと、とりわけ実行能力のある諸制度の探求へとさらに

Oct. 2007

ヘーゲルにおける「人倫」と「憲法体制」

推し進められるのである。権力分立についてのヘーゲルの構想の枠組みの中では、諸権力は紛争克服の手段として把握しうる。ヘーゲルは人倫の最初の二つの領域を、国家の根元と把握し、それが国家の国内憲法体制を制度的に代表するとすることによって、彼は「人倫」を統一に基づく生成として明示したのである。その際、事実上、なによりも国家の政治的構造は、「家族」と「市民社会」という自立的な姿を

——その発展した形態では自由の実現として、法的形態として——解放する。それらは自立的な姿として全体にから解放される。このような変容した形態において、この後期の憲法体制構想は、『人倫の体系』以来の次の要求を果たすのである。すなわち、政治的憲法体制は——純粹に形式的であるべきではなく——社会の秩序構造を前提としてもたなければならないという要求である。

(2007年7月9日受付)